
◎開会の宣告

- 議長(福島尚人君) おはようございます。ただいまの出席議員数は16名です。
定足数に達していますので、平成30年第3回新ひだか町議会臨時会を開会いたします
(午前 9時30分)
-

◎開議の宣告

- 議長(福島尚人君) これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長(福島尚人君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、川端君、3番、志田君を指名いたします。
-

◎会期の決定

- 議長(福島尚人君) 日程第2、会期の決定について議題といたします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしたいと思っております。
ご異議ありませんか。
[「異議なし」と言う人あり]
○議長(福島尚人君) 異議なしと認めます。
よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。
-

◎行政報告

- 議長(福島尚人君) 日程第3、行政報告の申し出がありますので、これを許します。
町長。

[町長 大野克之君登壇]

- 町長(大野克之君) おはようございます。私から、お手元の資料、行政報告に基づきまして行政報告を申し上げます。

初めに、1番の低気圧によります被害状況についてでございます。

平成30年2月5日から2月6日の低気圧による大雪の被害状況につきましては、記載のとおりでありまして、3月の定例会と前回の臨時会で中間報告をしておりましたが、最終被害額が確定いたしましたのでご報告させていただきます。

次に、2の工事に係ります入札の執行についてでございます。記載のとおり5件の工事に係る入札を行いました。詳細につきましては、3ページから5ページの資料のとおりでございます。

1枚おめくりいただきまして2ページでございます。委託業務に係ります入札の執行についてでございます。記載のとおり3件の委託業務に係る入札を行いました。詳細につきましては5ページ及び6ページの資料のとおりでございます。

以上で行政報告とさせていただきます。

○議長(福島尚人君) 次に教育委員会の行政報告を行います。

教育長。

[教育長 高野卓也君登壇]

○教育長(高野卓也君) おはようございます。お手元の資料に基づきまして、教育行政報告を申し上げます。

4月26日に、新ひだか町総合町民センターはまなす文化振興資金として現金800万円、新ひだか町図書館三石分館図書購入資金として現金200万円のご寄附をいただきました。

寄附者は、新ひだか町三石蓬栄、幌村建設株式会社 代表取締役 幌村司氏でございます。

寄附者のご厚志に感謝申し上げ、有効に使用させていただきたいと存じます

以上申し上げます教育行政報告とさせていただきます。

○議長(福島尚人君) 行政報告の質疑については、議案審議後といたします。

◎議案第1号から議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(福島尚人君) 日程第4、議案第1号 平成30年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)から議案第4号 平成30年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第1号)までの4件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

藤沢総務課長。

[総務課長 藤沢克彦君登壇]

○総務課長(藤沢克彦君) おはようございます。ただいま上程されました議案第1号から議案第4号についてご説明いたします。

議案第1号から議案第4号は、平成30年度各会計の補正予算でございます。今回の各会計の補正予算の概要でございますが、4特別会計とも繰り上げ充用に係る追加補正でございます。平成29年度の各会計予算について歳入が歳出に不足することから、地方自治法施行令第166条の2の規定に基づき、平成30年度の歳入を繰り上げて、平成29年度の歳入に充てるため補正を行うものでございます。

繰上充用は、地方公共団体の現行制度上赤字決算を予期しておらず、また、会計年度経過後に補正予算を編成することができないため、赤字決算を避けるために会計年度独立の原則の例外として認められておりますので、ご理解願います。

また、各会計とも繰上充用金の積算については、補正予算調整時の決算見込みにより予算計上をしておりますので、実際の収支不足はこの金額を下回ることも想定されますので、今後減額補正で整理する場合がございますので、あわせてご理解願います。

それでは議案第1号から説明をいたします。議案第1号は平成30年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)でございます。

平成30年度新ひだか町の国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,600万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億4,892万2,000円にしようとするものでございます。

第2項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予

算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

平成29年度の収支不足の原因でございますが、医療費などの保険給付費が予算計上額よりも4,060万円程度下回りましたが、歳入において国庫支出金中、財政調整交付金が2,560万円程度、共同事業交付金が2,970万円程度それぞれ予算計上額より下回る見込みのため、収支不足が見込まれるものでございます。

それでは歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。国保6ページをお開きください。

3 歳出でございます。8款、1項、1目繰上充用金1,600万円を追加しております。事業目1、繰上充用金、22節補償補填及び賠償金でございますが、繰上げ充用金を新たに追加しております。

国保5ページにお戻りください。2 歳入でございます。1款、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税1,600万円を追加し、6億2,799万2,000円にしようとするものでございます。昨年度までは、歳入について不確定要素が多いことから、国庫支出金中、財政調整交付金で収支調整を図ってきたところでございますが、財政運営につきましては本年度から都道府県単位化になり見込むことができないため、本会計の主となる収入である国民健康保険税で収支を図っております。なお今後、当初課税が行われ税額等の見込みが精査できましたら補正予算により整理させていただきますので、ご理解願います。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第2号の説明をまいりますので、ブルーの間紙の次をお開きください。

議案第2号は、平成30年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。

平成30年度新ひだか町の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は次に定めるところによる。

第1条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ990万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億910万5,000円にしようとするものでございます。第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

平成29年度の収支不足の原因でございますが、歳入において水道使用量が1,090万円程度予算計上額より下回る見込みのため、収支不足が見込まれるものでございます。

簡易水道事業と次の下水道事業につきましては、公営企業に分類されるものでございまして、本来公営企業は企業性の発揮と公共福祉の増進を経営の基本原則とされておりまして、その経営に要する経費は、その経営に伴う収入をもって充てる独立採算制とされていることから、性質上、公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費や能率的な経営を行ってもなお、その経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費であります。総務省が負担区分ルール通して周知しております繰り出し基準に伴う経費を除いては、料金収入で賄うこととなります。しかしながらこれまで、この繰り出し基準とは別に繰り出し基準外として、政策的に収支不足分いわゆる赤字補てんのため、一般会計から繰り入れをしておりましたが、町の財政状況の悪化等に伴いまして、その全額を繰り入れる対応が困難なことから、収支不足が生じているものでございます。なお、これらの収支不足につきましては、経費の見直しは当然でございますが、これまで段階的にご説明をしております、使用料等の見直しにより、今後改善を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解願います。

それでは歳出の事項別明細書により説明をいたします。簡水6ページをお開きください。

3 歳出でございます。4款、1項、1目 繰上げ充用金に 990 万円を追加しております。

事業目 1 繰上げ充用金、22 節 補償補填及び賠償金でございますが、繰上げ充用金を新たに追加しております。

簡水 5 ページにお戻りください。2 歳入でございます。2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目水道使用料に 990 万円を追加し 8,900 万円にしようとするものでございます。

今回の補正予算の財源でございますが、本会計の主となります収入である水道使用料で収支調整を行っております。

以上で簡易水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 3 条にまいります。ピンク色の間紙の次をお開きください。

議案第 3 号は、平成 30 年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

平成 30 年度新ひだか町の下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,440 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 2,376 万円にしようとするものでございます。

第 2 項は歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。

平成 29 年度の収支不足の原因でございますが、歳入において下水道使用料が 5,400 万円程度予算計上額より下回る見込みのため、収支不足が見込まれるものでございます。

それでは歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。下水道 6 ページをお開きください。

3 歳出でございます。3 款、1 項、1 目繰上げ充用金 4,440 万円を追加しております。

事業目 1、繰上充用金、22 節補償補填及び賠償金でございますが、繰上充用金を新たに追加してございます。下水道 5 ページにお戻りください。2 歳入でございます。2 款使用料及び手数料、1 項使用料、1 目下水道使用料に 4,440 万円を追加し、5 億 527 万 5,000 円にしようとするものでございます。

今回の補正予算の財源でございますが、本会計の主となる収入でございます下水道使用料で収支調整をしております。

以上で下水道事業特別会計補正予算の説明を終わります。

次に、議案第 4 号の説明をいたします。グリーン色の間紙の次をお開きください。

議案第 4 号は、平成 30 年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)でございます。

平成 30 年度新ひだか町の介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)は次に定めるところによる。

第 1 条は歳入歳出予算の補正でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,876 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 15 億 1,966 万円にしようとするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第 1 表 歳入歳出予算補正」のとおりでございます。静寿園、蓬莱荘及びまきばの 3 施設が平成 29 年度において、収支不足が生じる見込みとなるものでございまして、その原因でございますが、静寿園では、運営費が予算計上額よりも 640 万円程度下回ったものの、本会計

の主となる収入であります介護給付費等収入や自己負担金収入のサービス収入が予算計上額を2,330万円程度下回る見込みであること、蓬莱荘は運営費が予算計上額よりも220万円程度下回ったものの、サービス収入が予算計上額を1,000万円程度下回る見込みであること、まきばは運営費が予算計上額よりも100万円程度下回ったものの、サービス収入が予算計上額を1,740万円程度下回る見込みであることから、収支不足が見込まれるものでございます。

介護サービス事業につきましては、簡易水道事業及び下水道事業とは違いまして、総務省から通知されます繰出基準の対象ではありませんが、地方交付税の算入である地方債償還金については繰出基準とみなしております。しかしながら一般会計からの繰入金金の大部分は繰出基準外であり、赤字補てん分でございます。こちらも町の財政状況の悪化から、その全額を繰り入れる対応が困難なことから、収支不足が生じたものでございます。

介護サービス事業は、民間企業も参入している、また参入できる事業でございますので安易に収支不足を一般会計から繰り入れすることは企業性を損なうものであり、また、民間企業との公平性を欠くものであります。また、政策的にホテルコストを介護保険制度の基準以下に設定しており、稼働率についても低い状態が続いているなど、課題も多く山積しておりますことから、今後さまざまな角度から経営を見直し、改善に向け対応してまいりますので、ご理解願います。

それでは歳出の事項別明細書よりご説明をいたします。介サ7ページをお開きください。

3 歳出でございます。7款、1項、1目繰上充用金3,876万2,000円を追加しております。

事業目1、繰上げ充用金、22節補償補填及び賠償金でございますが、繰上充用金を新たに追加しております。

介サ5ページにお戻りください。2 歳入でございます。1款サービス収入、1項介護給付費等収入、1目特別養護老人ホーム費収入に1,726万3,000円を追加し7億99万5,000円に、2目老人保健施設費収入1,442万5,000円を追加し2億1,824万3,000円に、介サ6ページにまいりまして、2項自己負担金収入、1目特別養護老人ホーム費自己負担金収入では547万4,000円を追加し、2億103万6,000円に、2目老人保健施設費自己負担金収入に160万円を追加し4,669万円にしようとするものでございます。

今回の補正予算の財源であります。本会計の主となる収入でございますサービス収入で収支調整をしております。

以上で介護サービス事業特別会計予算の説明おります。

これで議案1号から議案第4号の説明を終わります。

ご審議のほどをよろしくお願いいたします

○議長(福嶋尚人君) これより一括質疑を行います。質疑ありませんか。

10番、谷君。

○10番(谷園子君) 委員会の常任委員会の方でも説明を受けていたんですが、その後ちょっといろいろ調べたりしまして、聞きたいことがありますので質問します。

繰上充用、特に議案の2号と3号のところなんですけれども、先ほど地方自治法の166条で例外としても認められている措置だっていう説明あったんですけど、年度内に解決するっていうか、単年度主義の考え方からしたら、とてもこれ、ちょっと問題があることじゃないかなと。それで、これ赤字を次年度の予算に先食い、かつつけ、かつつけと言うか、入れていくっていうのをね、毎年やると赤字、赤字、赤字ってなっていくってしまっていくってことで、ちょっとこういうのが、

ちょっと問題があるんじゃないかって感じていることと、これが今後、財政的についでいうか事業に対してどういう影響があるのかっていうことなんです。それで議案の2号と3号では、使用料とかそういうものに独立採算の考え方でっていう今、説明あったんですけども、これが値上げにやっぱりつながっていくものなのか、今料金体系の見直しとかいろいろコスト計算などもして、全町のいろんなものでやってるんですけども、この繰上充用っていうのをしていくことで、そういうこの議案の2号と3号について聞くと料金体系の見直しとか、そういうことはどのように検討しているのか説明をお願いします。

○議長(福嶋尚人君) 藤沢総務課長。

○総務課長(藤沢克彦君) 壇上でもご説明しましたけども、繰上充用につきましては地方公共団体の決算が赤字決算を予想していないということになっておりますので、また3月31日を超えると補正予算は編成できません。それを避けるために会計年度独立の原則の例外として、法的に認められている制度でございます。本来であれば、年度過ぎてから補正予算だとか、企業でいうと、よくやるのが未払い金だとか未収金だとか、そういう制度とかも公営企業、水道だとか病院はあるんですけど、これが認められてませんので、うちとしては今の現行制度、地方自治法の現行制度上は、この方法をもって対応するしかないのかなというふうに思っております。

それから簡易水道事業それから下水道事業のことでの使用料についてお尋ねでございますけども、こちらにつきましては、現在、何度か議会の皆様にもご説明しておりますが今、使用料の見直しの中で対応しなければならぬかなと思っておりますので、恐らくこれからコストをお示したんですけど、このコストに対して、いくら町民の方に負担をしていただくか、いくら税金を投入してかということは今後検討していかなければならないというふうに考えております

○議長(福嶋尚人君) ほかに質疑ございませんか。

6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 私は第4号についての質問なんですが、私はこのような状況っていうのは、今後も繰り返し起こる可能性が十分高い案件だと思ってるんですね。そういう意味では、私は介護保険法の欠点だと思っています。そういう意味では、我が町の場合は医療であれ、介護保険事業であれ、民間事業の多くを占めているのが実態です。そういう意味では同じグラウンドでやっているのに、公的なものについてはこのような、やむをえないんですけど処置をしないとイケないということがありますけれども、私はこれについては今後は保険者として、3年後、改正の時にきちっと民間事業者とも協力し合いながら、地域事情を踏まえて改正を求めていくという姿勢が必要だと考えていますが、その辺の考え方っていうのは持っているものなのかどうか確認をいたします。

○副町長(本庄康浩君) ご指摘のとおりだと思っております。この数年で、この介護サービスばかりではないんですけど、介護サービス事業、特にですね、ご指摘されたとおりの財政悪化ということで、先ほども総務課長のほうからご答弁してまますけれども、非常にこう一般会計が悪くなったわけじゃなくて、特別会計の赤字分が出てきたことで、今までは一般会計から繰り出して補てんすれば、何とか保ててきたっていう状態でやりくりをしてきたんですけど、今、事態はもう抜本的な問題ではないかという認識に、立場を変えなければならない時期に来ております。ですから、今、確かに民間事業者が参入できる事業、いろんなものあります。今の介護サービスもそうですけれども、まあ保育所だとか、いろんな認定子ども園やなんかが入ってきていて、官がす

べきものと民にお願いするものっていう認識が 10 年前とは随分変わってきている状況にあります。ですから、そこら辺も踏まえながらですね、将来に向けて、将来というのは近将来で、近未来ですね、近い将来に向けて検討しなきゃならない。ですから、さっきの谷議員のご指摘も、介護保険法もそうですし、国保もそうですし、これは何回も議論させていただいてますが、税を投入するもの、ちょっと時間いただいておりますけど、税を投入すべきものと、そうでない、仕方がなく政策的に入れてるものと、これは税の投入にあっても種類があるんですね。ですから、今一番苦勞しているのは本来の事業、町がやるべき事務に対して、それ以外の部分に税を投入してしまわなければならないと現状をくぐっていくことによって、本来やるべきものに対して、例えば河川の埋塞土除去だとか、こういう災害が起きるんでないかというのものも、もう少しがまんしろ、もう少しがまんしろというような状況に、今あるということなんです。ですから、この税の投入の仕方っていうのををはっきりと方向性示していかないと、近い将来、今そのご懸念されているような財政状況に陥るところがあるということで、昨年から、使用料の見直しが一つの方法です。一方で歳出のほうの計画、どういう順番でやっていくかという計画の見直しも迫られるという両面からですね、歳入歳出両面から見直していかなければならないのが喫緊の課題ということで、あわせてご答弁させています。

○議長(福嶋尚人君) ほかに質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 質疑なしと認めます。よって、これで質疑を終結いたします。

議案第 1 号から議案第 4 号に対して討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これから議案第 1 号 平成 30 年度新ひだか町国民健康保険特別会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって議案第 1 号は原案のとおり可決されました。

○議長(福嶋尚人君) 次に、議案第 2 号 平成 30 年度新ひだか町簡易水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって議案第 2 号は原案のとおり可決されました。

○議長(福嶋尚人君) 次に、議案第 3 号 平成 30 年度新ひだか町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と言う人あり】

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって議案第 3 号は原案のとおり可決されました。

○議長(福嶋尚人君) 次に、議案第 4 号 平成 30 年度新ひだか町介護サービス事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長(福嶋尚人君) 異議なしと認めます。

よって議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎行政報告に対する質疑

○議長(福嶋尚人君) これから行政報告に対する質疑を行います。報告事項のみについて質疑をお願いいたします。

2番、川端君。

○2番(川端克美君) 行政報告にありました、工事に係る入札の執行に関してお伺いしたいんですけども、その中の豊畑複合施設建設建築工事ですね、この入札の中止に至った経緯というんですか、その仕組みについて、ちょっとお伺いしたいんですけども、総務委員会でも若干説明あったんですけども、鉄骨に係る見積もりがですね、工事費の上昇に追いつかないというようなことがあったということなんですけれども、この工事費の上昇分っていうのは当然見込みながら設計されているかと思うんです。この設計書をつくった段階から、入札に至る間にどのぐらいの鉄骨部分っていうんですか、それが上昇して行って、入札が不調になってしまったのか、それから鉄骨工事費の割合が全体工事費の中の何パーセントぐらいを占めていたのか、以上についてお伺いします。

○建設課長(田中伸幸君) 鉄骨工事の価格の上昇が追いつかないという説明は、委員会ではしておらず、鉄骨、入札の我々の設計書と業者さんの見積もりの大きな一番の大きな差が、鉄骨にありましたというご説明をしております。確かに鉄骨は上昇しております、設計、発注時は3月現在の単価を使用しております。もちろん予算のときは10月ですので、10月現在の単価を使っております、発注時には見直してですね、その価格上昇分を反映して入札に臨んでございます。

今後また中止になりましたので、発注するにあたって、鉄骨が上昇しておりますので、その分また見直して、その上昇分を反映して、新たに設計を組み直させていただいたというようなご説明をさせていただいております。

入札したときの業者さんの見積書、提出していただいた見積書と、我々の設計書、確かに鉄骨部分の差はございました。それはその見積の関係でありまして、上昇が追いつかないというふうには我々、分析はしてございませんので。

割合は、概ね2割ぐらいです。

○2番(川端克美君) なんとというんですか、ニュアンスの問題かと思うんですけども、説明はですね、主にはっていうんですか、その鉄骨の上昇分、鉄骨の部分が大きかったと。それは今の説明とどのように違うんですか、私はよくわかんないんですけど、委員会の説明と今の説明ですね。

○議長(福嶋尚人君) 田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) 鉄骨の上昇分が追いつかなくて、設計書と業者さんの見積りに差があったとは認識はしてございません。確かに鉄骨は上昇しておりますけども、適切な価格時点での見積価格を入れておりますので、その業者さんが見積られた鉄骨の価格と、入札、設計書を組んだ時の鉄骨には差はありましたが、その見積書を出していただいた時点では差はありましたが、そ

の後の調査によってもですね、我々の出した見積りが、特段、安いものではないという認識しておりますので、その辺は上昇が追いつかないとかいう問題ではないと考えてございます。

○2番(川端克美君) 確かに、言葉の上ではですね、追いつかないっていうふうには入ってはいなかったと、説明をされていなかった、けども全体としてのニュアンスとしてはそういうことになかったかなということで発言を、今お聞きをしたんですけれども。あとですね、その今の説明と不調に終わった段階で階差が大きかったと、予定価格と入札、入れた開きが大きくて随契にも至らないというようなお話、これはニュアンスと言っておきますけれど、そういうことで受けとったんですけれども、そのあたりはどうなんでしょう。

適正なですね、価格で、設計が適正であればですね、今までの説明であれば何ていうんですか、設計単価、設計っていうのはほとんど、誰がやっても同じような設計になるんだというようなお話でしたよね。でしたっていうか、これに関してでなくても全ての建設工事に関してですけれども、それから言ったらですね、開きが大きかったというのが、またそれはどういうことなんでしょう。役場の方の設計した金額と業者さんの方の入れた金額に開きが大きかったと、これはどういった原因があったのでしょうか。

○建設課長(田中伸幸君) 役場の設計した金額と業者さんの金額に差があったのは事実、もちろん事実でございます。業者さんが入れた入札で入れた金額がどうしてそういうふうになったかまでは聞き取りしておりませんので、申し訳ございませんが答えはできません。

○議長(福嶋尚人君) よろしいですか。他に質疑ありませんか。

4番、渡辺君。

○4番(渡辺保夫君) 今と同じ、工事の関係なんですけれども、ここで入札が不調に終わって、今後入札するってことになれば、この工期はどうなるのでしょうか。ずいぶん後ろにずれ込むんでないかなと、何カ月もね思うんですけど、先ずそれ1点、お願いします。

○建設課長(田中伸幸君) 当初予定しておりました工期につきましては、12月ぐらいに最後の卒園生って言うんですかね、1カ月ぐらい使えるような工程を組んでおりました。しかし今回延びましたので、本体工事を年内、若しくは1月ぐらいまでに完成させて、その後、さまざまな消防検査ですとか振興局の検査だとかを受けて、3月の卒園式に間に合わすような行程で組みなおしてございます。その後、来年度になります、旧生活館の取り壊し、あるいは外構工事等を進めようというような行程になってございます。

○議長(福嶋尚人君) 4番、渡辺君。

○4番(渡辺保夫君) 今後、どういうふうの中身を修正して再入札するのは別として、単純に、そういった工期が延びていくとですね、冬季間に入っていく。そしたらそれだけでもこれ、単価上がるんでないですか。だから当初見積って、相当特殊な事情があってね、業者の方と町の見積りに相当差があるという事情がある場合はしょうがないけれども、やっぱりそういったもので、おそらく予算も修正しなきゃならんくなるんでないかと思うんですよね。だから単純に、入札にかける時に、かけて、そして不調だった、そういったような骨材だとか、なんだかとかの値上がりがあったということだけではなくてね、それによって影響を受ける工期だとか、そういったものが冬季間になると高くなると、予算も当然、組直しになるというふうにご覧いただけますか。そういうふうにご覧に、次の入札前に予算の修正も出てくるってことになるんですか。それは福祉の方になるのか。

○議長(福嶋尚人君) 渡辺福祉課長。

○福祉課長(渡辺浩之君) 今の関係なんですけれども、議員おっしゃるとおり、冬季養生費ですか、あと建設課長のほうの説明からありましたように、またずれ込んだことによって鉄骨の価格が、やはり多少上がるということなものですから、今年度、当初から計上してました保育所と生活館の解体費用、その部分から一時流用するような形で執行したいと考えております。

○議長(福嶋尚人君) 4番、渡辺君。

○4番(渡辺保夫君) スムーズに工事やるためには、そういう方法も仕方がないかと思うんです。

たまたま、その解体費の予算があるってことで流用できるのかと思いますけれど、そこら辺を余り現実と差のないように十分ですね、増やさんきゃならんところは増やす、よくよくその際には見直しをして、削れるところも削るっていうような手法をとって、なるだけ予算は膨張しないようにお願いしたいと思います。答弁いいです。

○議長(福嶋尚人君) ほかに。6番、下川君。

○6番(下川孝志君) 私が気になったのはね、三石に建物を建てる時にも、ちょっと見直しをしたらどうだっていう時に、オリンピックだなんだ、鉄骨だなんだって言って、期間を延ばせば値上がりがあり得るから、なんだかんだやらんきゃなんないという答弁もありましたけれども、今の答弁を聞いていると、私は鉄骨の価格っていうのは大きなウエイトの原因だと思いますけども、鉄骨が下がるなんていうことは、私の素人的にも考えられないんですね。今の市場の関係、またはオリンピックだなんだの関係とか中国の関係とかからするとね。そうすると、これをあまり延ばすこともできないとした時に、昔の豊畑小学校というのは、保育所のあったもって地盤の悪いところに建っていたんですけど木造だったんですね。っていう意味では、地盤という意味では今、今のところは地盤もいいわけですし、期間があまりにも延ばしたり、鉄骨があまりにも高昇していくからということであれば、例えば木造の建築に変更してやっていくとかということも考えなければ、期待して待っている人たちに、いつなんだっていうことが、ずるずる延びていくことが果たしていいのかどうかっていうことを、ちょっと考えるものですから、そのへんのことも視野に入れながら検討しているもんなのかを確認したいんですね。と言うのは、やはり、なかなか設計変更っていうのは金もかかりますから簡単ではありませんけれども、静寿園を建てる時も町の考え方と国の考え方がずいぶんずれて、設計変更してやり直したってことがありましたので、全然ゼロではないと思うんですけど、そのへんの例えば、鉄骨がどうしてもだめだというようなことになった時に木造への変更とかっていうことも内部では検討したりしつつあるものでしょうか。全く検討しないで、なんとか鉄骨を、資材価格が上がらないことを期待して待つという姿勢なものなのか、その辺の検討というのはどの程度なされているのか。

○議長(福嶋尚人君) 田中建設課長。

○建設課長(田中伸幸君) 木造に建築することには基本的には検討してございません。鉄骨の価格が確かに上昇しておりますので、4月に入札した時点と6月に入札した時点では、設計単価も上昇してございます。そのために他の部材、材料について材質を一部見直したり、基礎構造を一部見直したりと、価格の上昇を安易に鉄骨の上昇分をぼんと上乗せするのではなくて、ほか下げれるところは下げて、工事費全体の抑制には努めてはございます。ただ、今から木造にやり直すと、また設計期間もかかりますし、事業が簡単に言うと1年ぐらい延びてしまうというようなことになりますので、今のところは鉄骨のままでということを進めさせていただいております。

○議長(福島尚人君) 他に質疑ありませんか。

【「なし」と言う人あり】

○議長(福島尚人君) 質疑なしと認めます。よって質疑を終結いたします。

◎閉会の宣告

○議長(福島尚人君) これで本日の日程は、全部終了いたしました。会議を閉じます。

以上で、平成30年第3回新ひだか町議会臨時会を閉会いたします。

どうもご苦労様でした。

(午前10時14分)

未定稿